

別記1 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における  
制限措置

(広島県)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
はえ縄漁業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	20 隻	定めなし	旧伊予灘海区 ただし、距岸 2,000 メートル以内の区域を除く。	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		15 隻	定めなし	広島県上蒲刈島黒鼻、愛媛県松山市白石(二ツ石)、今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点を順次結んだ2直線と松山市波妻鼻、松山市由利島北端、山口県片山島トックリ鼻を順次結んだ2直線間の愛媛県側伊予灘及び由利島周辺 3,000 メートル以内の区域 ただし、松山市白石(二ツ石)と波妻鼻とを結んだ線以東のうち、安芸灘南航路第2号及び第3号灯浮標を結んだ線以南と北側 800 メートルの区域を除く。	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	ふぐはえ縄 漁業	13 隻	定めなし	旧伊予灘海区	10.1～ 翌 3.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
刺し網漁業	さっぱ刺し 網漁業 (わち刺し 網漁業)	1 隻	定めなし	旧温泉郡海面 ただし、漁業権設定区域を除く。	5.1～ 11.30	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
流し網漁業	さわら流し 網漁業	15 隻	定めなし	広島県倉橋島亀ヶ首、亀ヶ首から愛媛県旧北条市と旧松山市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ直線と愛媛県由利島北端から松山市波妻鼻を結んだ直線との交点、由利島北端、山口県片山島トックリ鼻を順次結んだ3直線によって囲まれた愛媛県側伊予灘及び由利島周辺 3,000 メートルの区域	5.1～ 6.30	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		3 隻	定めなし	旧伊予灘海区	5.1～ 6.30	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
はえ縄漁業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	37 隻	定めなし	香川県と愛媛県との境界（余木崎）、今治市宮窪町明神島頂、大島戸代鼻、伯方島六の鼻を順次結んだ3直線と鼻栗瀬戸における伯方島の大電柱と大三島の大電柱を結ぶ直線、広島県大崎上島岩白タンク（一貫目鼻北大内タンク）から今治市大三島町横島頂を見通す線及びその延長線と最大高潮時海岸線によって囲まれた旧越智郡北部海面	1. 1～ 12. 31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		9 隻	定めなし	伯方島金ヶ崎、津波島南端、赤穂根島東端、生名島南端を順次結んだ3直線と鼻栗瀬戸における伯方島の大電柱と大三島の大電柱を結ぶ直線、大三島鳥取鼻と広島県大久野島頂を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた旧越智郡北部海面	1. 1～ 12. 31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		1 隻	定めなし	岩城島及び生名島周辺における共同漁業権設定区域	1. 1～ 12. 31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
流し網漁業	さわら流し 網漁業	10 隻	定めなし	香川県と愛媛県との境界（余木崎）、今治市宮窪町明神島頂、大島戸代鼻、伯方島六の鼻を順次結んだ3直線と鼻栗瀬戸における伯方島の大電柱と大三島の大電柱を結ぶ直線、広島県大崎上島岩白タンク（一貫目鼻北大内タンク）から今治市大三島町横島頂を見通す線及びその延長線と最大高潮時海岸線によって囲まれた旧越智郡北部海面	3. 15～ 5. 31 10. 1～ 12. 31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		8 隻	定めなし	愛媛県上島町豊島南端、上島町津波島南端から今治市宮窪町明神島東端見通し 2,000 メートルの点、今治市宮窪町戸代鼻から明神島東端見通し 3,000 メートルの点、明神島東端、香川県円上島北端を順次結んだ4直線及び上島町豊島南端から上島町高井神島北端を見通した線によって囲まれた愛媛県の海域 ただし、上島町豊島から 3,000 メートルの線及び上島町魚島並びに高井神島から 4,000 メートルの線によって囲まれた区域を除く。	4. 20～ 6. 20	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
				香川県円上島北端、今治市宮窪町明神島東端、戸代鼻から明神島東端見通し 3,000 メートルの点、上島町津波島南端から明神島東端見通し 2,000 メートルの点を結んだ3直線によって囲まれた愛媛県の海域 ただし、伯方島六ツ瀬と香川県大股島北端を結んだ直線以北及び上島町高井神島及び魚島か	4. 20～ 6. 20	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				ら、4,000メートル以内の区域を除く。		
刺し網漁 業	ぼら囲刺し 網漁業	3隻	定めなし	生名島周辺における共同漁業権設定区域	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		2隻	定めなし	今治市宮窪町宮窪及び伯方町木の浦地先における共同漁業権設定区域	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	3隻	定めなし	今治市大三島町と上浦町の町界より大久野島灯台を見通す線と上浦町多々羅鼻より広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村の村界を見通す線の間における大三島北方海面	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
			定めなし	今治市大三島町台と野々江の境界より大崎上島メバル崎を見通す線と大三島町と上浦町の町界より大久野島灯台を見通す線の間における大三島西方海面	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
		定めなし	今治市上浦町多々羅鼻より広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村の村界を見通す線と上浦町と大三島町の町界より吉海町竹ヶ鼻を見通す線の間における大三島東南方海面	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者	
		2隻	定めなし	岩城島及び生名島周辺における共同漁業権設定区域	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
ごち網漁 業	一そうロー ラーごち網 漁業	10隻	5ト未満 48キロワット (旧馬力15)	伯方島六の磯灯台と今治市アシカ磯を結んだ線、大島小山の鼻と明神島頂を結んだ線及び明神島頂と高井神島西端を結んだ3直線と別記2	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であつ

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
			以下	表3の部の一そうローラーごち網漁業禁止区域の線とによって囲まれた旧越智郡海面		て、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	70隻	5トン未満	次の基点ア、イ、ウを順次結んだ2直線以北の愛媛県海面 ア 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端 イ 基点アから愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線と愛媛県越智郡上島町百貫島山頂から基点ウを結んだ線との交点 ウ 香川県円上島山頂	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第3種漁業 (戦車漕網漁業)		5トン未満	次の基点ア、イ、ウを順次結んだ2直線以北の愛媛県海面 ア 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端 イ 基点アから愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線と愛媛県越智郡上島町百貫島山頂から基点ウを結んだ線との交点 ウ 香川県円上島山頂	12.1～ 翌3.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	20隻	5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端と広島県尾道市向島町観音崎突端を結んだ線(以下「A線」という。)上の愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から2,200メートルの点 イ A線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端から愛媛県越智郡上島町魚島俵崎突端を結んだ線(以下「B線」という。)と基点ウから広島県福山市走島町宇治島南西端を結んだ線との交点 オ B線上広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻)突端から2,000メートルの点	1.1～ 12.31	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者
	手繰第2種漁業 (てっかんこぎ網漁業)		5トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端と広島県尾道市向島町観音崎突端を結んだ線(以下「A線」という。)上の愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端から2,200メートルの点	11.1～ 11.30	広島県において同様の漁業の許可を有する者であって、連合海区漁業調整委員会における合意に基づき入漁する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				イ A 線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突 端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻) 先端から愛媛県越智郡上島町魚島依崎突 端を結んだ線(以下「B 線」という。)と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B 線上広島県福山市内海町横島(「グイビ」 の鼻) 先端から 2,000 メートルの点		
	手繰第 3 種 漁業 (戦車漕網 漁業)		5 トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ 5 直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁 業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻先端 と広島県尾道市向島町観音崎先端を結ん だ線(以下「A 線」という。)上の愛媛県越 智郡上島町弓削島馬立ノ鼻先端から 2,200 メートルの点 イ A 線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突 端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻) 先端から愛媛県越智郡上島町魚島依崎突 端を結んだ線(以下「B 線」という。)と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B 線上広島県福山市内海町横島(「グイビ」 の鼻) 先端から 2,000 メートルの点	12. 1～ 翌 3. 31	広島県において同 様の漁業の許可を 有する者であっ て、連合海区漁業 調整委員会におけ る合意に基づき入 漁する者
	手繰第 3 種 漁業 (貝けた網 漁業)		5 トン未満	次の基点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ 5 直線によって囲まれた海面 ただし、旧弓削漁業協同組合が有する共同漁 業権漁場区域を除く。 ア 愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻先端 と広島県尾道市向島町観音崎先端を結ん だ線(以下「A 線」という。)上の愛媛県越 智郡上島町弓削島馬立ノ鼻先端から 2,200 メートルの点 イ A 線と広島県尾道市因島三庄町地藏鼻突 端から基点ウを結んだ線との交点 ウ 愛媛県越智郡上島町百貫島山頂 エ 広島県福山市内海町横島(「グイビ」の鼻) 先端から愛媛県越智郡上島町魚島依崎突 端を結んだ線(以下「B 線」という。)と 基点ウから広島県福山市走島町宇治島南 西端を結んだ線との交点 オ B 線上広島県福山市内海町横島(「グイビ」 の鼻) 先端から 2,000 メートルの点	12. 1～ 翌 3. 31	広島県において同 様の漁業の許可を 有する者であっ て、連合海区漁業 調整委員会におけ る合意に基づき入 漁する者